

(イ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、  
(ロ)欄には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方の数を記入してください。

(ハ)欄には、(イ)欄で記入した数と(ロ)欄で記入した数を0.5倍した数を合算した数を記入してください。

(記載例)  
1,000人 + (420 × 0.5) = 1,210人

(ホ)(ト)欄 → 重度身体障害者  
原則として身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方です。

(ヘ)(チ)欄 → 重度身体障害者以外の身体障害者  
原則として身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方です。

(ヌ)(ヲ)欄 → 重度知的障害者  
児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判断された方です。

(ル)(ワ)欄 → 重度知的障害者以外の知的障害者  
児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判断された方以外の方です。

(ヨ)(ク)欄 → 精神障害者  
精神保健福祉手帳の交付を受けている方です。

(ホ)(ヘ)(ヌ)(ル)(ヨ)(ク)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、  
(ト)(チ)(ヲ)(ワ)(ク)欄の短時間労働者には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方を記入してください。

(別紙1) 調査-2  
①障害者雇用状況確認表

(イ)常用雇用労働者の人数 (短時間労働者を除く)	1,000人
(ロ)短時間労働者の人数	420人
(ハ)常用雇用労働者の人数 [(イ)+(ロ)×0.5]	1,210人
(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の人数	
<input type="checkbox"/> 除外率が設定されていない事業者は(ハ)と同じ人数	人
<input type="checkbox"/> 除外率が設定されている事業者は(ハ)-(IV)の人数	968人

【※1】日本標準産業分類の中分類の番号(2桁)を記入してください。  
【※2】障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4(附則第1条の3関係)に記載されている除外率設定業種より該当する場合のみ、その率を記入してください。

②常用雇用身体障害者の人数		③常用雇用知的障害者の人数	
(ホ)重度身体障害者の人数	2人	(ヌ)重度知的障害者の人数	1人
(ヘ)重度身体障害者以外の身体障害者の人数	8人	(ル)重度知的障害者以外の身体障害者の人数	1人
(ト)重度身体障害者である短時間労働者の人数	2人	(チ)重度身体障害者である短時間労働者の人数	1人
(ヲ)重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の人数	2人	(ワ)重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の人数	1人
(イ)身体障害者の人数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(ヲ×0.5)]	15人	(ウ)知的障害者の人数 [(ヌ×2)+ル+チ+(ワ×0.5)]	4.5人

④常用雇用精神障害者の人数		⑤集計	
(ク)精神障害者の人数	0人	(ツ)計 [(イ)+(ウ)+(イ)]	22人
(ケ)精神障害者である短時間労働者の人数	3人	実雇用率 [(ツ)÷(ニ)×100]	2.3%
(コ) (ケ)のうち下記※に該当する者の人数	2人	身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 ①[(ニ)×法定雇用率÷100]-(ツ)	
(カ)精神障害者の人数 [(コ)+(ケ-コ)×0.5]+(ケ)	2.5人	※①の人数の端数は切り捨て ↓ [(①)-(イ)]	0人

(参考)  
・(ホ)(ト)欄→重度身体障害者  
身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方  
※(イ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。  
①平成27年6月2日以降に雇い入れられた者であること  
②生成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(I)欄  
日本標準産業分類の中分類の番号(2桁)を記入ください。

(III)欄  
各事業所の主たる事業の種類が参考1の除外率設定業種に該当する場合のみ、その率を記入してください。

(IV)欄  
(ハ)欄の数に(III)欄の除外率を乗じて得た数(端数切捨て)を(ハ)欄の数から控除した数をご記入ください。

(計算式)  
(ハ) - { (ハ) × (III) ※端数切捨て }

例)  
常用雇用労働者数 1,210人 × 除外率 0.2 = 242人

常用雇用労働者数 1,210人 - 242人 = 968人

実雇用率欄  
小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。

(計算式)  
(ツ)欄の数 ÷ (ニ)欄の数 × 100

(記載例)  
22人 ÷ 968人 × 100 = 2.272 ÷ 2.3  
(小数点以下第3位を四捨五入)

法定雇用率は2.3%となっておりますので、次のとおり計算してください。なお、計算結果がマイナスとなる場合はゼロとしてください。

(計算式)  
(ニ)欄の数 × 2.3 ÷ 100(端数切捨て) - (ツ)欄の数

(記載例)  
・法定雇用率達成に必要な雇用障害者数の計算  
968人 × 2.3 ÷ 100 = 22.264人 ÷ 22人(端数切捨て)  
・不足数に係る計算  
22人 - 22人 = 0人  
※不足数が生じる場合、計算結果は小数点以下第1位まで記入してください。(不足数が0.5人となる場合もあります。)